

JR四国労組自動車支部ニュース

2023年2月10日（No.8）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

第3回自動車支部執行委員会開催！

2月5日、JR四国労組自動車支部は本部会議室にて「第3回執行委員会」を開催した。経過としてJR連合自動車連絡会幹事会について報告し、会社の収入状況等（年末年始輸送等の実績）を共有した後、2023春季生活闘争にむけた



要求内容について協議。依然として厳しい経営状況であることを認識しながらも、物価高騰による生活への影響を踏まえ、JR連合やJR四国労組の春闘方針に基づいた賃上げ要求を行うことを確認。また、賃金・勤務制度についても「入社から退職まで永く生き生きと勤められる」よう、改善を求めることと

した。さらに、翌日に控える第36回定期本部委員会に向けた意見集約を行い、処遇改善や人財確保、雇用の維持の観点で議論した。最後に、今年は改選期を迎えることから、今後の体制構築に向けても話し合うなど、各分会の課題を含め意見交換を行い、自動車支部運動のさらなる活性化への意思統一を図った。

「2023春闘」申し入れ！

【主な要求項目】

- ①定期昇給の実施（年齢給・職能給）
- ②ベースアップ3000円
- ③労働時間の短縮及び制度改善

そして、2月10日、会社に対して「2023春季生活闘争」についての申し入れを行った。コロナ禍が新たな局面を迎えようとする一方、燃油価格の高騰や円安の急激な進行などによって、生活必需品をはじめとする物価上昇が組合員の生活を苦しめている。こうした中で、ジェイアール四国バスが担う社会的使命と事業運営を持続可能とするため、必要不可欠な人財である組合員に対する「人への投資」を求めていかなければならない。今後開催される交渉に向けて、一丸となって取り組む決意である。（別紙参照）

以上

J R 四国労組申第 1 3 号
2 0 2 3 年 2 月 1 0 日

ジェイアール四国バス株式会社
代表取締役社長 高須賀 浩 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

「2023年4月1日以降の賃金引き上げ」について

コロナ禍はすでに3年に及んでいるが、政府が2022年4月以降、緊急事態宣言等を発令せず経済との両立を図りながら、国内外の移動に関しても行動制限を緩和してきたところ、今年1月には2023年5月8日から感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同等の5類へ移行する方針を決定したように、新たな局面を迎えようとしている。一方、燃油価格の高騰や円安の急激な進行などによって、多くの生活必需品の物価上昇が国民の生活を苦しめており、私たち組合員も例外ではない。

ジェイアール四国バスにおいては、経営と雇用の維持を念頭に、危機的状況に際しても労使が一丸となって取り組んできたが、依然として困難な経営環境にあると認識する。今年度も全国旅行支援をはじめとする公的な観光需要促進策を追い風に各種施策を展開してきたものの、3年ぶりの黒字決算を目標とした事業計画の達成に向け、収入の回復基調をさらに押し上げ、一層の経営改善を図っていかねばならない。しかし、この間もさまざまな経営改善策に協力し、事業の根幹となる「安全・安心輸送」を支えるべく各職場で奮闘してきたのは私たち組合員である。

よって、会社を取り巻く状況の厳しさを認識しつつも、ジェイアール四国バスの担うべき社会的使命と事業運営を持続可能とするために必要不可欠な人財である組合員の期待に応え、組合員の賃金を「働きの価値に見合った水準」へ引き上げるため、2023年4月1日以降の賃金引き上げについて下記のとおり申し入れるので誠意ある回答をされたい。

記

- 1 2023年4月における定期昇給を年令給、職能給ともに実施されたい。特に、一昨年4月において職能給の定期昇給が実施されなかったことを踏まえた特段の取扱いを行うこと。なお、定期昇給の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う待命休職の期間は不利益なきよう取り扱われたい。
- 2 2023年4月1日の定期昇給後の基本給を、組合員（社員）一人当たり、純ペアとして3,000円引き上げられたい。
- 3 新賃金の配分については、原資確定後、別途配分要求に基づいて解決を図られたい。
- 4 回答指定日については、別途申し入れる。

以 上

ジェイアール四国バス株式会社
代表取締役社長 高須賀 浩 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

「労働時間の短縮及び制度改善」について

労働時間の短縮及び諸制度の改善は、現下の危機を乗り越え、経営基盤の確立に向けて取り組んでいる組合員の懸命な努力に応えるとともに、入社から退職まで安心して意欲を持って働き続けられる環境整備のためにも極めて重要であると認識している。

従って、労働時間の短縮及び制度改善について、下記の通り申し入れるので誠意ある回答をされたい。

記

- 1 今後の労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を108日とされたい。
- 3 泊まり勤務等の負担軽減を図るため、実態に即した勤務種別の新設・拡充等、働きやすい勤務制度を整備されたい。また、多様な働き方を実現すべく、テレワーク、在宅勤務、フレックスタイム制度など勤務制度を拡充されたい。
- 4 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。また、2024年4月から適用される「改善基準告示」にある拘束時間・休憩時間等を先行して対応されたい。
- 5 36条協定における時間外労働時間を抑制及び平準化するとともに、改正労働基準法に基づく時間外労働の自動車運転者に対する上限規制が2024年4月から適用されることを踏まえ、36条協定に基づく時間外労働時間数の年間上限を360時間（特別な事情が生じた場合でも540時間）とされたい。また「複数月平均で80時間まで」の上限を設けられたい。
- 6 保存休暇の適用範囲に次の項目を追加されたい。
 - (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
 - (2) 昇職・昇格試験において必要な日
 - (3) 家族の看護に必要な日
- 7 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合の必要書類に「医療機関の領収書」等を追加されたい。
- 8 有給休暇に次の項目を追加されたい。
 - (1) 厚生労働省、保健所、医師等の指導により就業することが困難な場合
 - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に従事する場合
 - (3) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュの日
 - (4) 看護休暇及び介護休暇
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者に指定され、勤務に就けない期間は有給休暇を適用されたい。
- 10 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校の就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに、看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。
- 11 初任給を改善するとともに、55才以降に基本給が減額しない制度に見直されたい。
- 12 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。また、育児短時間勤務制度取得者に対する昇給欠格条項を削除されたい。
- 13 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業務量の減少等による待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金は、100/100とされたい。

- 14 家族手当に定める3人目以降の子の支払額を増額されたい。
- 15 自動車等で通勤する場合の通勤手当の支払額を増額されたい。
- 16 超過勤務手当、及び夜勤手当を増額されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) D単価 100分の150
 - (4) 45時間を超える場合はF単価を適用されたい。
- 17 住宅手当を増額されたい。
- 18 異動に伴う転居の際に必要な諸経費を負担されたい。
- 19 デスク手当における運転係（指導運転士等）の支払額を拡大されたい。
- 20 長時間行路手当を30分単位で設定するとともに支払額を増額されたい。
- 21 別居手当の月額を増額されたい。
- 22 退職手当を増額されたい。特に長期勤続者（契約社員の期間を含む）に対しては、一定額を保障されたい。
- 23 出向特別手当の増額とともに、支給要件に該当しない組合員に対する手当を新設されたい。
- 24 準組合員（契約社員及び定年退職再雇用契約社員）の賃金を改善されたい。
- 25 準組合員の休暇制度など、組合員（社員）と格差がある制度については組合員（社員）と同一とされたい。
- 26 年金満額支給開始年齢まで社員（組合員）として勤務できる制度や高年齢者雇用安定法に基づく70歳までの就業確保措置への対応など、今後の社会変容を見据えた勤務制度を構築されたい。

以 上